14　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第32項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　法第292条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17　法第292条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18　法第292条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一　(提出用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　略］

第二十号様式別表一　(入力用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　略］

第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第32項又は令和２年旧法第321条の８第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12又は令和２年旧政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　法第292条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17　法第292条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18　法第292条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一　(提出用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　同上］

第二十号様式別表一　(入力用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　同上］

第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。